

委員会提出第2号決議案

「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」の
府議会の責務に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び大阪府
議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年3月21日

大阪府議会議長 中 谷 恭 典 様

提 出 者

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会

委員長 鈴 木 憲

委員会提出第2号決議案

「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」の府議会の責務に関する決議

急激な人口減少と少子高齢化の進展は、経済・産業・医療・福祉・教育・治安・防災・文化など社会に重大な影響を及ぼし、我が国が直面する最重要課題といっても過言ではない。

我々、大阪府議会議員は、この急速な変化が市町村行政にも大きな影響を与え、住民サービスへの維持が困難になりかねないという危機感から、大阪府議会は、令和5年の府議会議員選挙直後に「基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会」を設置し、迅速に調査・検討を進め、翌令和6年3月に、大阪府議会として初めて、委員会提案による「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」を制定するに至った。

この条例により、府においては、知事を本部長に、各部局長を本部員として、全庁一丸となって、基礎自治機能の充実と強化に関する各種施策を、総合的に推進する「大阪府基礎自治機能充実強化推進本部」が速やかに設置され、ここでの検討を経て先般、「基礎自治機能充実強化基本方針（案）」が示された。

この方針では、基礎自治機能の充実・強化の方向性を明確にし、市町村における早い段階からの行政課題への対応策の検討と実施の必要性、それに対する府の支援の方向性が定められている。

特に、財政状況や組織体制などが厳しい小規模の自治体では、人口減少・少子高齢化に伴う様々な課題が顕在化しつつあるため、大阪府はより丁寧な支援を行う方針を掲げた。具体的には、人的・財政的支援、組織及び運営の合理化に対する支援、広域連携の促進のみならず、将来の市町村合併も見据えた、総合的な支援策である「合併円滑化等支援地域の指定」や「市町村合併円滑化等支援計画の策定」などに及び、全国的にも先進的な施策を盛り込み、難題である基礎自治機能の充実・強化に正面から向き合う姿勢を全面的に打ち出すなど全国的にみても、より踏み込んだ方針となっている。

また、条例においても、こうした施策を確実に実行し、効果を上げるためには、我々、大阪府議会議員も相当に努力・研鑽する必要があるとの強い志のもと、大阪府の責務だけでなく、大阪府議会の責務も明確にした。

よって、条例の趣旨に則り、各地域の住民代表として選挙された、大阪府議会議員により構成される大阪府議会として、以下の取組みを進める。

○ 大阪府議会から、市町村議会に対して、「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」並びに「基礎自治機能充実強化基本方針」策定についての周知を行う。

○ 大阪府議会は、学識経験者や国、他自治体などとの意見交換や特別委員会におけ

る委員間討議などを通じ、基礎自治機能の充実強化に関する調査研究に努め、必要に応じて知事・理事者への必要な提言・検証を行う。

- 各議員は、地元選出の大阪府議会議員として、市町村議会や首長などと協働連携し、基礎自治機能の充実強化に関する現状把握や課題抽出・意見の集約・改革案の検討・気運の醸成などに努める。
- 各府議会議員は、基礎自治機能の充実強化について積極的に調査研究を進め、大阪府・市町村などが主催・協賛するシンポジウムや住民集会などへの参画をはじめ、府議会における各種取組みを、議員ＨＰやＳＮＳなど様々な媒体を通じて発信・交流するなど、基礎自治機能の充実強化についての住民理解の促進に努める。

急激な人口減少及び少子高齢化は、一部地域の課題ではない。大阪市・堺市も含め、府内全ての市町村が遅かれ早かれ直面する重要課題である。人口減少・少子高齢化は、地域が抱える課題の背景に必ず存在しており、全ての大阪府議会議員が、様々な議員活動を進める上でも、この観点を常に意識し、地域の振興と発展に努める必要がある。

市町村における基礎自治機能の充実及び強化なくして大阪の再生と成長はない。市町村が将来にわたって地域住民が安心して安全に暮らし、働き、そして活動する場であり続けられるよう、大阪府議会は、市町村の基礎自治機能の充実及び強化に向け、真摯に、且つ、精力的に取り組んでいく。

以上、決議する。

令和7年3月 日

大 阪 府 議 会